

現行	改正後の案	備考
<p>第 6 条 利用の意思の確認</p> <p>1 財団は、登録をした利用者又は法人の登録の継続に係る意思の確認等のため、年に 1 回、登録をした利用者又は法人の全てに対し、登録された住所に、契約内容等を記載した書類を 郵送します。</p> <p>2 <u>前項の書類には、登録をした利用者のうち料金プランとして月額料なしを選択したものであって直前の 1 年間に 1 度も電話リレーの利用がないもの(以下この条において「登録継続手続対象者」といいます。)</u>が登録を継続する意思を表明するための手続についても記載します。</p> <p>3 <u>登録継続手続対象者は、登録を継続する意思がある場合には、財団に対して、その旨を第 1 項の書類に記載された方法(電子メール、FAX 又は郵送のいずれかの方法)により当該書類 に記載された期限(書類の発出の日から概ね 45 日程度)までに連絡しなければなりません。</u></p>	<p>第 6 条 利用の意思の確認</p> <p>1 財団は、登録をした利用者又は法人の登録の継続に係る意思の確認等のため、年に 1 回、登録をした利用者又は法人の全てに対し、登録された住所に、契約内容等を記載した書類を郵送します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(変更なし)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<p>4 財団は、登録継続手続き対象者から前項の連絡がない場合には、当該登録継続手続き対象者に対し、登録を継続する場合には財団に対してその旨の連絡が必要であることについて、アプリ又は利用者サイトの伝言メモ機能により通知し、その通知の後も連絡がない場合には電子メールにより通知し、その通知の後も連絡がない場合には郵送により通知します。</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>5 前項の規定による郵送による通知の後、14日以内に登録継続手続き対象者から登録を継続する旨の連絡がない場合には、第16条第1項1の規定に基づき、当該登録継続手続き対象者の利用を停止します。</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>6 前項の規定による利用の停止の後、引き続き1か月以内に登録継続手続き対象者から登録を継続する旨の連絡がない場合には、第17条第1項3の規定に基づき、当該登録継続手続き対象者の登録を抹消します。</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>
<p>7 住所不明等の理由により第1項の書類が財団に返送された場合には、アプリ又は利用者</p>	<p>2 住所不明等の理由により前項の書類が財団に返送された場合には、アプリ又は利用者サ</p>	<p>第6条7を「第6条2」に改め、第1項を「前項」に改める。</p>

<p>サイトの伝言メモ機能及び電子メールにより住所の確認の連絡を行うものとします。</p> <p>8 前項の規定による連絡の後、14 日以内に登録をした利用者又は法人から連絡がない場合には、<u>第 16 条第 1 項 2</u>の規定に基づき、当該登録をした利用者又は法人の利用を停止します。</p> <p>9 前項の規定による利用の停止の後、引き続き 1 か月以内に登録をした利用者又は法人から連絡がない場合には、<u>第 17 条第 1 項 4</u>の規定に基づき、当該登録をした利用者又は法人の登録を抹消します。</p> <p>(略)</p>	<p>イトの伝言メモ機能及び電子メールにより住所の確認の連絡を行うものとします。</p> <p>3 前項の規定による連絡の後、14 日以内に登録をした利用者又は法人から連絡がない場合には、<u>第 16 条第 1 項 1</u>の規定に基づき、当該登録をした利用者又は法人の利用を停止します。</p> <p>4 前項の規定による利用の停止の後、引き続き 1 か月以内に登録をした利用者又は法人から連絡がない場合には、<u>第 17 条第 1 項 3</u>の規定に基づき、当該登録をした利用者又は法人の登録を抹消します。</p> <p>(略)</p>	<p>第 6 条 8 を「第 6 条 3 」に改め、第 16 条第 1 項 2 を「第 1 6 条第 1 項 1 」に改める。</p> <p>第 6 条 9 を「第 6 条 4 」に改め、第 17 条第 1 項 4 を「第 17 条第 1 項 3 」に改める。</p>
<p>第 10 条 利用料金 (略)</p> <p>10 前項の規定による郵送による通知（住所不明等の理由により同項の規定による郵送による通知が財団に返送された場合には同項の規定による電子メールによる通知とし、電子メールアドレスの不存在等の理由により当該電子メールによる通知が返送された場合には同項の</p>	<p>第 10 条 利用料金 (略)</p> <p>10 前項の規定による郵送による通知（住所不明等の理由により同項の規定による郵送による通知が財団に返送された場合には同項の規定による電子メールによる通知とし、電子メールアドレスの不存在等の理由により当該電子メールによる通知が返送された場合には同項の</p>	

<p>規定によるアプリ又は利用者サイトの伝言メモ機能により通知とする。)の後、14 日間以内に登録をした利用者又は法人から滞納された利用料金の支払がない場合は、<u>第 16 条第 1 項④</u>の規定に基づき、当該登録とした利用者又は法人の利用を停止します。</p> <p>11 前項の規定による利用の停止の後、引き続き 1 か月間以内に登録をした利用者又は法人から滞納された利用料金の支払がない場合は、<u>第 17 条第 1 項⑥</u>の規定に基づき、当該登録をした利用者又は法人の登録を抹消します。</p> <p>(略)</p>	<p>規定によるアプリ又は利用者サイトの伝言メモ機能により通知とする。)の後、14 日間以内に登録をした利用者又は法人から滞納された利用料金の支払がない場合は、<u>第 16 条第 1 項③</u>の規定に基づき、当該登録とした利用者又は法人の利用を停止します。</p> <p>11 前項の規定による利用の停止の後、引き続き 1 か月間以内に登録をした利用者又は法人から滞納された利用料金の支払がない場合は、<u>第 17 条第 1 項⑤</u>の規定に基づき、当該登録をした利用者又は法人の登録を抹消します。</p> <p>(略)</p>	<p>第 16 条第 1 項④を、「第 16 条第 1 項③」に改める。</p> <p>第 17 条第 1 項⑥を「第 17 条第 1 項⑤」に改める。</p>
<p>第 16 条 利用の停止</p> <p>1 財団は、次に掲げる場合には、利用者による電話リレーサービスの利用を一時的に停止することができるものとします。</p> <p><u>① 第 6 条第 4 項の規定による通知をした後、14 日以内に登録をした利用者から登録を継続する旨の連絡がない場合</u></p> <p><u>② 第 6 条第 7 項の規定による通知をした後、14 日以内に登録をした利用者又は法人から連絡がない場合</u></p>	<p>第 16 条 利用の停止</p> <p>1 財団は、次に掲げる場合には、利用者による電話リレーサービスの利用を一時的に停止することができるものとします。</p> <p><u>① 第 6 条第 2 項の規定による通知をした後、14 日以内に登録をした利用者又は法人から連絡がない場合</u></p>	<p>第 16 条第 1 項 1 を削除する。以下、項目番号を整理する。</p> <p>②第 6 条第 7 項を「①第 6 条第 2 項」に改める。</p>

<p>③ 第7条の規定に違反して、パスワードを適切に管理していないと判断される場合</p> <p>④ 第10条第9項の規定による通知をした後、14日以内に登録をした利用者又は法人から利用料金の支払がない場合</p> <p>⑤ 登録に係る従業員利用者が登録をした法人に所属しなくなった場合又は聴覚障害者等に該当せず、若しくは該当しなくなったと財団が判断した場合であって、当該登録に係る従業員利用者について、他の従業員利用者に変更しないとき。</p> <p>⑥ ①から⑤までに掲げるほか、利用者又は登録をした法人が本利用規約の内容に違反している場合</p> <p>⑦ 前条①又は②に該当するものとして通話の切断を行った場合において、利用者が再度同様の通話を行う可能性が高いとき。</p> <p>⑧ ①から⑥までに掲げるほか、利用者又は登録をした法人が電話リレーサービスの適切かつ円滑な提供を妨害する場合</p> <p>2 財団は、前項の規定により利用者による電話リレーサービスの利用を一時的に停止した場合には、当該利用者に対して、その理由及び停止の期間をアプリ又は利用者サイトの伝言メ</p>	<p>② 第7条の規定に違反して、パスワードを適切に管理していないと判断される場合</p> <p>③ 第10条第9項の規定による通知をした後、14日以内に登録をした利用者又は法人から利用料金の支払がない場合</p> <p>④ 登録に係る従業員利用者が登録をした法人に所属しなくなった場合又は聴覚障害者等に該当せず、若しくは該当しなくなったと財団が判断した場合であって、当該登録に係る従業員利用者について、他の従業員利用者に変更しないとき。</p> <p>⑤ ①から④までに掲げるほか、利用者又は登録をした法人が本利用規約の内容に違反している場合</p> <p>⑥ 前条①又は②に該当するものとして通話の切断を行った場合において、利用者が再度同様の通話を行う可能性が高いとき。</p> <p>⑦ ①から⑤までに掲げるほか、利用者又は登録をした法人が電話リレーサービスの適切かつ円滑な提供を妨害する場合</p> <p>2 財団は、前項の規定により利用者による電話リレーサービスの利用を一時的に停止した場合には、当該利用者に対して、その理由及び停止の期間をアプリ又は利用者サイトの伝言メ</p>	<p>⑥ ①から⑤を「⑤ ①から④」に改める。</p> <p>⑧ ①から⑥を「⑦ ①から⑤」に改める。</p>
--	--	---

<p>モ機能、電子メール及び郵送により通知するものとします。</p> <p>第 17 条 登録の抹消</p> <p>1 財団は、次に掲げる場合には、登録をした利用者又は法人の登録を抹消することができるものとします。</p> <p>① 当該登録をした利用者又は当該登録をした法人に係る従業員利用者が第 4 条第 4 項に定める者に該当せず、又は該当しなくなったと財団が判断した場合</p> <p>② 当該登録をした利用者又は法人が不正な手段により登録をした場合</p> <p>③ <u>前条第 1 項①に該当するものとして利用の停止を行った場合において、当該利用の停止の後 1 ヶ月以内に登録をした利用者又は法人から第 6 条第 6 項の規定による登録を継続する意思の連絡がないとき。</u></p> <p>④ <u>前条第 1 項②に該当するものとして利用の停止を行った場合において、当該利用の停止の後 1 ヶ月以内に登録をした利用者又は法人から第 6 条第 9 項の規定による連絡がないとき。</u></p>	<p>モ機能、電子メール及び郵送により通知するものとします。</p> <p>第 17 条 登録の抹消</p> <p>1 財団は、次に掲げる場合には、登録をした利用者又は法人の登録を抹消することができるものとします。</p> <p>① 当該登録をした利用者又は当該登録をした法人に係る従業員利用者が第 4 条第 4 項に定める者に該当せず、又は該当しなくなったと財団が判断した場合</p> <p>② 当該登録をした利用者又は法人が不正な手段により登録をした場合 <u>(削除)</u></p> <p>③ <u>前条第 1 項①に該当するものとして利用の停止を行った場合において、当該利用の停止の後 1 ヶ月以内に登録をした利用者又は法人から第 6 条第 4 項の規定による連絡がないとき。</u></p> <p>④ <u>前条第 1 項②に該当するものとして利用の停止を行った場合においてパスワードの管理</u></p>	<p>第 17 条第 1 項 3 を削除する。</p> <p>第 17 条第 1 項 4 を「第 17 条第 1 項 3」とし、前条第 1 項②を「前条第 1 項①」に改め、第 6 条第 9 項を「第 6 条第 4 項」に改め、以下項目番号を整理する。</p>
---	---	--

<p>⑤ 前条第 1 項③に該当するものとして利用の停止を行った場合においてパスワードの管理が改善されないと認められるとき。</p> <p>⑥ 前条第 1 項④に該当するものとして利用の停止を行った場合において、当該利用の停止の後 1 か月以内に登録をした利用者又は法人から第 10 条第 11 項の規定に基づき滞納された利用料金の支払がない場合</p> <p>⑦ 前条第 1 項⑤に該当するものとして利用の停止を行った場合において、利用の停止の後も登録に係る従業員利用者について他の従業員利用者に変更しないとき。</p> <p>⑧ 前条第 1 項⑥から⑧までに該当するものとして利用の停止を行った場合において、当該利用の停止を解除した後、再度同じ事由に該当することとなったとき。</p> <p>⑨ ①から⑧までに掲げるほか、利用者又は登録をした法人が電話リレーサービスの適切かつ円滑な提供を妨害する場合であって、その影響が甚大と認められるとき。</p> <p>2 財団は、前項の規定により電話リレーサービスの登録を抹消した場合には、登録を抹消された利用者又は法人に対して、登録を抹消した旨及びその理由を電子メール及び郵送により</p>	<p>が改善されないと認められるとき。</p> <p>⑤ 前条第 1 項③に該当するものとして利用の停止を行った場合において、当該利用の停止の後 1 か月以内に登録をした利用者又は法人から第 10 条第 11 項の規定に基づき滞納された利用料金の支払がない場合</p> <p>⑥ 前条第 1 項④に該当するものとして利用の停止を行った場合において、利用の停止の後も登録に係る従業員利用者について他の従業員利用者に変更しないとき。</p> <p>⑦ 前条第 1 項⑤から⑦までに該当するものとして利用の停止を行った場合において、当該利用の停止を解除した後、再度同じ事由に該当することとなったとき。</p> <p>⑧ ①から⑦までに掲げるほか、利用者又は登録をした法人が電話リレーサービスの適切かつ円滑な提供を妨害する場合であって、その影響が甚大と認められるとき。</p> <p>2 財団は、前項の規定により電話リレーサービスの登録を抹消した場合には、登録を抹消された利用者又は法人に対して、登録を抹消した旨及びその理由を電子メール及び郵送により通知するものとします。</p> <p>(略)</p>	<p>「⑨ ①から⑧」を、「⑧ ①から⑦」に改める。</p>
--	---	--------------------------------

通知するものとします。

(略)